

農業委員会だより

第 47 号

平成 28 年 12 月
田原市農業委員会
☎23-3519/FAX22-3817
ID1001917

「農業委員会等に関する法律」が改正されました。

農地利用の最適化（担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進）のさらなる推進に向けて、平成27年9月に「農業委員会等に関する法律」の一部を改正する法律が公布され、平成28年4月から施行されました。この法律の改正に伴い、変更となる主な内容をお知らせします。

① 農業委員の選出方法が変更になります

選挙制と市町村長の選任制（議会・団体推薦）の併用から、左記のとおり改正されました。

● 市町村議会の同意を要件とし、市町村長の任命制一本とする。

● 過半を認定農業者とする。

● 農業者以外の者で、中立な立場で公正な判断をすることができる者を1人以上入れる。

● 女性・青年も積極的に登用する。

※農業委員は、法律の経過措置により、任期満了（平成29年7月27日）まで在任します。

② 農地利用最適化推進委員を新設します

● 現場活動を積極的に行うため、農業委員とは別に農地利用最適化推進委員を設置します。

● 農地利用最適化推進委員は農業委員と連携し、担当区域で担い手への集積・集約化、耕作放棄地解消等における現場活動を行います。

● 定数は条例で定め、農業委員と同時期に募集します。

● 主な業務は左記のとおりです。

● 人・農地プランなど、地域の農業者などの話し合いを推進

● 農地の出し手・受け手へのアプローチを行い、農地利用の集積・集約化の推進

● 耕作放棄地の発生防止と解消を推進

③ 農業委員会の必須業務に「農地利用の最適化の推進」が加わります

● 農地の権利異動・転用等の許認可、農地利用状況調査など

● 農地利用の最適化（担い手への農地集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進）の推進



農地を相続したときは農業委員会へお届けください

相続などによって農地の権利を取得する場合は、農地法による許可を受ける必要はありませんが、農地のある農業委員会に届出が必要です。権利が確定（相続登記など）した時点で、権利を取得した方が届出書を提出してください。

※詳細は、農業委員会事務局へお問い合わせください。

